

この事業は、日本小型自動車振興会からオートレース収益金の一部である機械工業振興資金の補助を受けて実施したものです。

資産評価のO A化に関する調査研究

(固定資産税事務における電算等処理状況に関する調査研究)

平成7年3月

財団法人 資産評価システム研究センター

は し が き

財団法人 資産評価システム研究センターは、適切な地域政策の樹立に資するため、地域の資産の状況及びその評価の方法に関する調査研究等の事業を実施することを目的として設立されました。

当評価センターにおける調査研究は、資産評価の基礎理論及び地方公共団体等における資産評価技法の両面にわたって、毎年度、学識経験者及び自治省並びに地方公共団体等の関係者をもって構成する資産評価システム、土地、家屋及び償却資産の各部門ごとの研究委員会において行われ、その成果は、会員である地方公共団体及び関係団体等に調査研究報告書として配布し、活用されているところであります。

本年度の償却資産研究委員会の調査研究テーマは、(1)中小機械工業等における償却資産の保有・更新状況等に関する調査研究 (2)資産評価のO A化に関する調査研究の2項目であります。本報告書は、上記(2)の調査研究に属するもので、全国の地方公共団体の固定資産税部門における電子計算機等の利用状況、運用形態、処理方式等について調査を行い、地方公共団体における固定資産の評価事務について、O A機器の適正な利用及び普及に資するための調査研究を行いました。

この程、その調査研究の成果をとりまとめ、ここに、公表する運びとなりましたが、この機会に、熱心にご研究、ご審議をいただきました委員及び専門員並びに実地調査に当たり、種々ご協力を賜りました地方公共団体の関係者各位に対し、心から感謝申し上げます。

なお、当評価センターは、今後とも、所期の目的にそって、事業内容の充実及び地方公共団体等に役立つ調査研究に努力をいたす所存でありますので、地方公共団体をはじめ関係団体の皆様のなご指導、ご援助をお願い申し上げます。

最後に、この調査研究事業は、日本小型自動車振興会からオートレース収益金の一部である機械工業振興資金による補助金の交付を受けて実施したものであり、改めて深く感謝の意を表すものであります。

平成7年3月

財団法人 資産評価システム研究センター
理事長 渡 辺 功

研 究 組 織

償 却 資 産 研 究 委 員 会 委 員 名 簿

委員長	武藤 三雄	東京電力(株)顧問
委員	林 克己	(助)地方自治情報センター情報処理部長
〃	堀田 二郎	(社)日本機械工業連合会業務第一部次長
〃	矢内 重章	(社)日本産業用ロボット工業会調査課長
〃	板倉 敏和	自治省税務局固定資産税課長
〃	堀内 和成	自治省自治大臣官房情報管理室長
〃	樋山 裕	自治省税務局固定資産税課課長補佐
〃	逸見 幸司	(助)資産評価システム研究センター調査研究部長
専門員	石井 優	(助)日本不動産研究所システム開発部 システム開発第一課長
〃	谷口 均	自治省税務局資産評価室土地第一係長 (兼)調査係長
〃	高井 龍一	自治省税務局資産評価室家屋第一係長 (兼)家屋第二係長
〃	小野寺則博	自治省税務局固定資産税課償却資産第一係長 (兼)償却資産第二係長
〃	須藤 正喜	自治省自治大臣官房情報管理室管理係長
〃	牛込 照雄	横浜市財政局主税部固定資産税課 家屋償却資産係長
〃	落合 一弘	(助)資産評価システム研究センター研究員

なお、望月 宝委員は、都合により途中辞任された。

目 次

1	調査の趣旨	1
2	調査の方法及び調査事項	1
3	電算処理実施団体の状況	1
4	電算処理業務の状況	2
5	プログラム開発区分	4
6	土地、家屋のデータ入力区分	7
7	電算機の運用形態	8
8	単独導入団体の運用形態	10
9	バッチ・オンライン等処理方式の状況	12
10	電算処理計画（未処理団体）の有無	14
11	資産の評価額算出についてのシステム化の状況	16
12	固定資産税担当部門におけるOA機器の設置状況	17
	（参考）電算等処理状況に関する調査関係書類	18
	（結果表）	
	第1表 電算等処理状況	23
	第2表 評価額算出処理状況	121
	第3表 OA機器の設置状況	133

1 調査の趣旨

電子計算機及びOA機器は、近年、急速に高性能化、多様化し、事務処理面における活用範囲が拡大している。昭和60年度において地方公共団体の固定資産税部門における電子計算機等の利用状況、運用形態、処理方式等の現状について調査を行っているが、本調査は、固定資産税事務について、これら機器の適正な利用及び普及に資するため、その後の状況について調査を行ったものである。

2 調査の方法及び調査事項

調査は、固定資産税事務に係る電算処理等の状況について、全国の市町村の平成6年4月1日における状況を調査したものである。

(1) 調査対象団体数は、特別区を除いた次の市町村数である。

市	町	村	合計
663	1,993	579	3,235

(2) 調査事項は、以下のとおりである。

ア 賦課徴収等の事務の電算処理について

- ①電算処理実施団体の状況
- ②電算処理開始年度の状況
- ③プログラムの開発区分
- ④電算機の運用形態
- ⑤単独導入機の運用形態
- ⑥電算処理業務の状況
- ⑦バッチ・オンライン等処理方式の状況
- ⑧土地、家屋のデータ入力区分
- ⑨電算処理計画の有無
- ⑩担当職員数

イ 資産の評価額算出についてのシステム化の状況

- ①電算処理開始年度の状況
- ②プログラムの開発区分
- ③電算処理業務の状況

ウ 固定資産税担当部門におけるOA機器の設置状況

3 電算処理実施団体の状況

電算処理を行っている団体は、3,235団体中3,169団体で、全体の98%である。

これを人口段階別にみると、2万人以上の団体については、全団体が電算処理を行っており、2万人未満の団体では人口規模が小さくなるに従って、電算処理の割合が低くなっている。

電算処理実施団体数

区分	合計	電算処理市町村	未処理市町村
合計	3,235	3,169	66
50万以上	19	19	0
30万-50万	45	45	0
10万-30万	153	153	0
3万-10万	494	494	0
3万未満	2,524	2,458	66

3万人未満内訳

2万-3万	275	275	0
1万5千-2万	252	250	2
1万-1万5千	487	485	2
7千5百-1万	384	383	1
5千-7千5百	485	477	8
3千-5千	356	344	12
3千未満	285	244	41

4 電算処理業務の状況

電算処理業務の状況をみると、3,235団体中、当初賦課については97.9%、修正賦課については66.2%、課税資産内訳書（課税明細書）については17.6%、収納消込については77.8%、概要調書については96.6%、評価証明類については、71.3%が電算処理を行っている。

償却資産については、申告書受理から納税通知書の作成まで電算処理を行っている団体は、3,235団体中81.5%となっている。

次に、人口段階別でみると、人口10万人以上の団体の平均電算処理率は、93.7%、人口10万人未満の団体の平均電算処理率は、77.0%となっている。このように人口規模の少ない団体の電算処理率が低いのは、修正賦課、課税資産内訳書、評価証明類について電算処理を行っている団体が少ないためである。

なお、人口50万人以上の団体は、課税資産内訳書、評価証明類を除いて、全団体が電算処理を行っており、当初賦課についてみると3万人以上の全団体で、電算処理を行っている。

修正賦課は、10万人以上の団体では91%以上、課税資産内訳書（課税明細書）は、30万人以上の団体で71%以上が電算処理を行っており、3万人未満では10.9%である。

収納消込は、3万人以上では97%以上、概要調書については、全ての人口段階において、95%以上が電算処理を行っている。

評価証明類は、3万人以上では団体の90%以上が電算処理を行っており、償却資産については、30万人以上の全団体が電算処理を行っている。

電算処理業務の状況

	合計	処 理 市 町 村							未処理 市町村
		当初賦課	修正賦課	課税資産内訳書	収納消込	概要調書	評価証明類	償却資産	
合計	3,235	(97.9%) 3,166	(66.2%) 2,143	(17.6%) 570	(77.8%) 2,517	(96.6%) 3,124	(71.3%) 2,307	(81.5%) 2,637	(2.0%) 66
50万以上	19	(100.0%) 19	(100.0%) 19	(84.2%) 16	(100.0%) 19	(100.0%) 19	(84.2%) 16	(100.0%) 19	-
30万-50万	45	(100.0%) 45	(95.6%) 43	(71.1%) 32	(97.8%) 44	(97.8%) 44	(93.3%) 42	(100.0%) 45	-
10万-30万	153	(100.0%) 153	(91.5%) 140	(62.1%) 95	(100.0%) 153	(95.4%) 146	(94.1%) 144	(99.3%) 152	-
3万-10万	494	(100.0%) 494	(84.4%) 417	(30.6%) 151	(97.8%) 483	(98.8%) 488	(90.7%) 448	(96.4%) 476	-
3万未満	2,524	(97.3%) 2,455	(60.4%) 1,524	(10.9%) 276	(72.0%) 1,818	(96.2%) 2,427	(65.6%) 1,657	(77.1%) 1,945	(2.6%) 66

電算処理内容についてみると、当初賦課、修正賦課、収納消込、概要調書、評価証明類及び償却資産を電算処理している団体が1,301団体と最も多く、電算処理を行っている団体（3,169団体）の41.1%となっている。

次に多いのが、当初賦課、修正賦課、課税資産内訳書（課税明細書）、収納消込、概要調書、評価証明類及び償却資産を電算処理している団体が406団体となっており、全体の12.8%となっている。

以下多いものは、当初賦課、収納消込、概要調書、評価証明類及び償却資産で全体の8.8%、当初賦課、概要調書及び償却資産で全体の7.1%と続いている。

また、これを人口段階別にみると、人口10万人以上の団体では、全ての業務について電算処理を行っている割合が50%を超えており、人口3万人未満の団体では、39.7%の団体が課税資産内訳書（課税明細書）を除いて電算処理が行われている。

電算処理業務内容

当 初 賦 課	修 正 賦 課	課 税 資 産 内 訳 書	収 納 消 込	概 要 調 書	評 価 証 明 類	償 却 資 産	合 計	人 口 段 階				
								50万 以上	30万以上 50万未満	10万以上 30万未満	3万以上 10万未満	3万 未満
								○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	406	13	27	80	121	165
○			○	○	○	○	279			4	33	242
○				○		○	226				4	222
○				○			189					189
○	○		○	○	○		110			1	6	103
○	○		○	○		○	102		1	3	16	82
○			○	○	○		78				4	74
○			○	○		○	75			1	12	62
○	○			○		○	71					71
○		○	○	○	○	○	42		1	5	14	22
○	○			○			38				1	37
○			○	○			27				1	26
○	○	○	○	○		○	22	3	2	3	2	12
○	○			○	○	○	22				1	21
○		○		○			21					21
○		○		○		○	20					20
○				○	○	○	19					19
○	○		○	○			17					17
○		○	○	○		○	13			2	4	7
○							12				2	10
○	○	○		○		○	10				1	9
○	○	○	○	○	○		8				1	7
○	○		○		○	○	7			2	1	4
○	○			○	○		7					7
○	○	○	○		○	○	7			4	3	
○		○	○	○			5				2	3
○	○	○		○	○	○	5		1		1	3
○	○	○		○			3					3
○						○	3					3
○	○						3					3
○			○		○		3					3
○		○	○		○	○	2		1	1		
○				○	○		2					2
○			○		○	○	2					2
○		○	○	○	○		2					2
○	○		○		○		2					2
○			○	○	○		1					1
○		○		○	○	○	1				1	
○			○		○		1					1
○		○	○	○	○		1					1
○	○	○	○	○			1				1	
○			○			○	1					1
○			○				1					1
合 計							3,169	19	45	153	494	2,458

5 プログラム開発区分

(1) 当初賦課

開発団体数は、3,327団体で、このうち当該団体の職員がプログラムを開発した「自己」は、276団体、民間が開発した「委託」は、2,451団体、当該団体と民間が共同して開発した「共同」は、316団体となっている。

これを、開発年度で見ると、「自己」の場合は、昭和41年度から50年度までに開発したプログラムを47.8%の団体が現在運用している。

昭和60年度以前に開発したプログラムを「委託」の場合は、70.2%の団体が、「共同」の場合は、61%の団体が現在運用している。

なお、共同処理団体で、委託又は自己開発したプログラムによっている団体は、284団体となっている。

	当 初 賦 課					
	合 計	昭和40年 度以前	昭和41- 50年度	昭和51- 60年度	昭和61- 平成2年度	平成3- 6年度
自 己	(100.0%) 276	(4.0%) 11	(47.8%) 132	(29.3%) 81	(13.0%) 36	(5.8%) 16
委 託	(100.0%) 2,451	(0.7%) 17	(32.7%) 801	(36.8%) 903	(16.6%) 408	(13.1%) 322
共 同	(100.0%) 316	(2.2%) 7	(33.2%) 105	(25.6%) 81	(24.4%) 77	(14.6%) 46
小 計	(100.0%) 3,043	(1.2%) 35	(34.1%) 1,038	(35.0%) 1,065	(17.1%) 521	(12.6%) 384
共同導入 関 連	284	10	119	120	19	16
合 計	3,327	45	1,157	1,185	540	400

(2) 修正賦課

開発団体数は、2,270団体で、このうち当該団体の職員がプログラムを開発した「自己」は、244団体、民間が開発した「委託」は、1,538団体、当該団体と民間が共同して開発した「共同」は、273団体となっている。

これを、開発年度で見ると、「自己」の場合は、昭和41年度から50年度までに開発したプログラムを47.5%の団体が現在運用している。

「委託」の場合は、昭和60年度以前に開発したプログラムを60.1%の団体が、「共同」の場合は、58.2%の団体が現在運用している。

なお、共同処理団体で、委託又は自己開発したプログラムによっている団体は、215団体となっている。

	修 正 賦 課					
	合 計	昭和40年 度以前	昭和41- 50年度	昭和51- 60年度	昭和61- 平成2年度	平成3- 6年度
自 己	(100.0%) 244	(2.5%) 6	(47.5%) 116	(29.9%) 73	(13.5%) 33	(6.6%) 16
委 託	(100.0%) 1,538	(1.0%) 15	(30.3%) 466	(28.8%) 443	(21.1%) 325	(18.8%) 289
共 同	(100.0%) 273	(2.2%) 6	(33.7%) 92	(22.3%) 61	(26.4%) 72	(15.4%) 42
小 計	(100.0%) 2,055	(1.3%) 27	(32.8%) 674	(28.1%) 577	(20.9%) 430	(16.9%) 347
共同導入 関 連	215	3	87	92	17	16
合 計	2,270	30	761	669	447	363

(3) 課税資産内訳書（課税明細書）

開発団体数は、587団体で、このうち当該団体の職員がプログラムを開発した「自己」は、140団体、民間が開発した「委託」は、365団体、当該団体と民間が共同して開発した「共同」は、48団体となっている。

これを、開発年度でみると、「自己」の場合は、昭和41年度から50年度までに開発したプログラムを49.3%の団体が現在運用している。

「委託」の場合は、昭和60年度以前に開発したプログラムを68.3%の団体が、「共同」の場合は、昭和61年度以降に開発したプログラムを54.2%の団体が現在運用している。

なお、共同処理団体で、委託又は自己開発したプログラムによっている団体は、34団体となっている。

	課 税 資 産 内 訳					
	合 計	昭和40年 度以前	昭和41－ 50年度	昭和51－ 60年度	昭和61－ 平成2年度	平成3－ 6年度
自 己	(100.0%) 140	(5.0%) 7	(49.3%) 69	(22.1%) 31	(17.9%) 25	(5.7%) 8
委 託	(100.0%) 365	(1.4%) 5	(39.5%) 144	(27.4%) 100	(16.7%) 61	(15.1%) 55
共 同	(100.0%) 48	(0.0%) 0	(27.1%) 13	(18.8%) 9	(22.9%) 11	(31.3%) 15
小 計	(100.0%) 553	(2.2%) 12	(40.9%) 226	(25.3%) 140	(17.5%) 97	(14.1%) 78
共同導入 関 連	34	0	8	20	1	5
合 計	587	12	234	160	98	83

(4) 収納消込

開発団体数は、2,656団体で、このうち当該団体の職員がプログラムを開発した「自己」は、293団体、民間が開発した「委託」は、1,842団体、当該団体と民間が共同して開発した「共同」は、292団体となっている。

これを、開発年度でみると、「自己」の場合は、昭和41年度から50年度までに開発したプログラムを45.4%の団体が現在運用している。

昭和60年度以前に開発したプログラムを「委託」の場合は、66.5%の団体が、「共同」の場合は、61%の団体が現在運用している。

なお、共同処理団体で、委託又は自己開発したプログラムによっている団体は、229団体となっている。

	収 納 消 込					
	合 計	昭和40年 度以前	昭和41－ 50年度	昭和51－ 60年度	昭和61－ 平成2年度	平成3－ 6年度
自 己	(100.0%) 293	(3.8%) 11	(45.4%) 133	(30.4%) 89	(14.7%) 43	(5.8%) 17
委 託	(100.0%) 1,842	(0.9%) 16	(35.6%) 656	(30.0%) 553	(17.7%) 326	(15.8%) 291
共 同	(100.0%) 292	(2.4%) 7	(32.2%) 94	(26.4%) 77	(25.0%) 73	(14.0%) 41
小 計	(100.0%) 2,427	(1.4%) 34	(36.4%) 883	(29.6%) 719	(18.2%) 442	(14.4%) 349
共同導入 関 連	229	7	87	103	18	14
合 計	2,656	41	970	822	460	363

(5) 概要調書

開発団体数は、3, 278 団体で、このうち当該団体の職員がプログラムを開発した「自己」は、275 団体、民間が開発した「委託」は、2, 434 団体、当該団体と民間が共同して開発した「共同」は、287 団体となっている。

これを、開発年度で見ると、「自己」の場合は、昭和41年度から50年度までに開発したプログラムを46.9%の団体が現在運用している。

昭和60年度以前に開発したプログラムを「委託」の場合は、70%の団体が、「共同」の場合は、62.3%の団体が現在運用している。

なお、共同処理団体で、委託又は自己開発したプログラムによっている団体は、282 団体となっている。

	概 要 調 書					
	合 計	昭和40年 度以前	昭和41- 50年度	昭和51- 60年度	昭和61- 平成2年度	平成3- 6年度
自 己	(100.0%) 275	(3.6%) 10	(46.9%) 129	(29.8%) 82	(13.1%) 36	(6.5%) 18
委 託	(100.0%) 2,434	(0.7%) 17	(32.8%) 799	(36.5%) 888	(16.9%) 411	(13.1%) 319
共 同	(100.0%) 287	(2.4%) 7	(34.1%) 98	(25.8%) 74	(24.0%) 69	(13.6%) 39
小 計	(100.0%) 2,996	(1.1%) 34	(34.2%) 1,026	(34.8%) 1,044	(17.2%) 516	(12.6%) 376
共同導入 関 連	282	10	118	120	18	16
合 計	3,278	44	1,144	1,164	534	392

(6) 評価証明類

開発団体数は、2, 437 団体で、このうち当該団体の職員がプログラムを開発した「自己」は、236 団体、民間が開発した「委託」は、1, 713 団体、当該団体と民間が共同して開発した「共同」は、268 団体となっている。

これを、開発年度で見ると、「自己」の場合は、昭和41年度から50年度までに開発したプログラム45.8%の団体が現在運用している。

昭和60年度以前に開発したプログラムを「委託」の場合は、65.1%の団体が、「共同」の場合は、60.5%の団体が現在運用している。

なお、共同処理団体で、委託又は自己開発したプログラムによっている団体は、220 団体となっている。

	評 価 証 明 類					
	合 計	昭和40年 度以前	昭和41- 50年度	昭和51- 60年度	昭和61- 平成2年度	平成3- 6年度
自 己	(100.0%) 236	(3.0%) 7	(45.8%) 108	(29.2%) 69	(15.7%) 37	(6.4%) 15
委 託	(100.0%) 1,713	(0.9%) 15	(34.7%) 594	(29.5%) 505	(18.4%) 316	(16.5%) 283
共 同	(100.0%) 268	(1.5%) 4	(34.7%) 93	(24.3%) 65	(24.3%) 65	(15.3%) 41
小 計	(100.0%) 2,217	(1.2%) 26	(35.9%) 795	(28.8%) 639	(18.9%) 418	(15.3%) 339
共同導入 関 連	220	1	89	101	16	13
合 計	2,437	27	884	740	434	352

(7) 償却資産

開発団体数は、2,790 団体で、このうち当該団体の職員がプログラムを開発した「自己」は、273 団体、民間が開発した「委託」は、1,969 団体、当該団体と民間が共同して開発した「共同」は、292 団体となっている。

これを、開発年度でみると、「自己」の場合は、昭和41年度から50年度までに開発したプログラムを46.5%の団体が現在運用している。

昭和60年度以前に開発したプログラムを「委託」の場合は、68.8%の団体が、「共同」の場合は、59.9%の団体が現在運用している。

なお、共同処理団体で、委託又は自己開発したプログラムによっている団体は、256 団体となっている。

	償 却 資 産					
	合 計	昭和40年 度以前	昭和41- 50年度	昭和51- 60年度	昭和61- 平成2年度	平成3- 6年度
自 己	(100.0%) 273	(3.7%) 10	(46.5%) 127	(30.0%) 82	(14.3%) 39	(5.5%) 15
委 託	(100.0%) 1,969	(0.9%) 18	(35.5%) 699	(32.4%) 637	(17.4%) 342	(13.9%) 273
共 同	(100.0%) 292	(2.4%) 7	(33.9%) 99	(23.6%) 69	(25.0%) 73	(15.1%) 44
小 計	(100.0%) 2,534	(1.4%) 35	(36.5%) 925	(31.1%) 788	(17.9%) 454	(13.1%) 332
共同導入 関 連	256	10	104	110	17	15
合 計	2,790	45	1,029	898	471	347

6 土地、家屋のデータ入力区分

一筆一棟で入力している団体数を電算処理団体数(3,076 団体)と比較してみると、土地において一筆入力状況は、電算処理を行っている団体の99.8%に当たる3,071 団体において実施されている。

これを人口段階別でみると、人口3万人以上の全団体が一筆を単位として入力を行っており、3万人未満でも、99.8%の団体が実施している。

また、家屋における一筆入力状況は、電算処理を行っている団体の97.9%に当たる3,010 団体において実施されている。

これを人口段階別でみると、人口50万人以上では、全団体が一棟を単位として入力を行っており、その他の人口段階でも95%以上の団体が実施している。

人口段階	区 分 電算処理 団体数	1 筆 1 棟 で 入 力 す る 団 体 数	
		土 地	家 屋
50万以上	18	18	18
30万以上-50万未満	44	44	43
10万以上-30万未満	143	143	137
3万以上-10万未満	487	487	477
3万未満	2,384	2,379	2,335
計	3,076	3,071	3,010

7 電算機の運用形態

(1) 当初賦課

当初賦課について、最も多い形態は、「委託」の1, 741団体、次に多いのが「単独導入」の1, 135団体、「共同導入」の287団体の順となっており、「共同導入・委託」は2団体となっている。

これを人口段階別にみると、人口10万人以上の団体では「単独導入」が7割以上を占めており、人口3万人以上10万人未満の団体では、「単独導入」の割合が約5割、3万人未満では、「委託」が「単独導入」を上回っている。

(2) 修正賦課

修正賦課について、最も多い形態は、「単独導入」の1, 173団体、次に多いのが「委託」の757団体、「共同導入」の219団体の順となっている。

これを人口段階別にみると、人口10万人以上の団体では「単独導入」が7割以上を占めており、人口10万人未満の団体では、「単独導入」の割合が約5割となっている。

(3) 課税資産内訳書（課税明細書）

課税資産内訳書（課税明細書）について、最も多い形態は、「単独導入」の299団体、次に多いのが「委託」の232団体、「共同導入」の34団体の順となっている。

これを人口段階別にみると、人口10万人以上の団体では「単独導入」が7割以上を占めており、人口3万人以上10万人未満の団体では、「単独導入」の割合が5割、3万人未満では、「委託」が「単独導入」を上回っている。

(4) 収納消込

収納消込について、最も多い形態は、「単独導入」の1, 334団体、次に多いのが「委託」の890団体、「共同導入」の233団体の順となっている。

これを人口段階別にみると、人口10万人以上の団体では「単独導入」が7割以上を占めており、人口3万人以上10万人未満の団体では、「単独導入」の割合が約6割、3万人未満では約5割となっている。

(5) 概要調書

概要調書について、最も多い形態は、「委託」の1, 767団体、次に多いのが「単独導入」の1, 045団体、「共同導入」の285団体の順となっており、「共同導入・委託」については、2団体となっている。

これを人口段階別にみると、人口10万人以上の団体では「単独導入」が6割以上を占めており、人口10万人未満の団体では、「委託」が「単独導入」を上回っている。

(6) 評価証明類

評価証明類について、最も多い形態は、「単独導入」の1, 307団体、次に多いのが「委託」の778団体、「共同導入」の224団体の順となっている。

これを人口段階別にみると、全ての人口段階で「単独導入」が5割以上を占めている。

(7) 償却資産

償却資産について、最も多い形態は、「委託」の1, 322団体、次に多いのが「単独導入」の1, 061団体、「共同導入」の259団体の順となっている。

これを人口段階別にみると、人口10万人以上の団体では「単独導入」が約7割以上を占めており、人口3万人以上10万人未満の団体では、「単独導入」の割合が約5割、3万人未満では、「委託」が「単独導入」を上回っている。

電算機の運用形態

区分	電算処理 市町村数	運 用 形 態					
		単独導入	単独導入委託	共同導入	共同導入委託	委 託	
当初賦課	合 計	3,159	1,135	52	287	2	1,741
	50万以上	19	18	0	0	0	1
	30万-50万	45	37	2	0	0	9
	10万-30万	153	106	7	2	0	42
	3万-10万	494	238	8	26	0	230
	3万未満	2,448	736	35	259	2	1,459
修正賦課	合 計	2,139	1,173	39	219	0	757
	50万以上	19	18	0	0	0	1
	30万-50万	43	36	2	0	0	7
	10万-30万	140	103	7	1	0	34
	3万-10万	417	242	5	20	0	157
	3万未満	1,520	774	25	198	0	558
課税資産内訳	合 計	569	299	12	34	0	232
	50万以上	16	14	0	0	0	2
	30万-50万	32	28	2	0	0	3
	10万-30万	94	70	3	0	0	23
	3万-10万	151	78	3	5	0	66
	3万未満	276	109	4	29	0	138
収納消込	合 計	2,510	1,334	114	233	0	890
	50万以上	19	17	1	0	0	1
	30万-50万	43	32	5	0	0	7
	10万-30万	153	108	10	2	0	37
	3万-10万	481	274	22	22	0	174
	3万未満	1,814	903	76	209	0	671
概要調書	合 計	3,118	1,045	65	285	2	1,767
	50万以上	19	18	0	0	0	1
	30万-50万	44	36	2	0	0	7
	10万-30万	146	93	7	2	0	46
	3万-10万	488	221	12	25	1	233
	3万未満	2,421	677	44	258	1	1,480
評価証明	合 計	2,303	1,307	45	224	0	778
	50万以上	16	16	0	0	0	0
	30万-50万	42	34	4	0	0	7
	10万-30万	144	107	7	2	0	31
	3万-10万	448	269	8	20	0	156
	3万未満	1,653	881	26	202	0	584
償却資産	合 計	2,633	1,061	40	259	0	1,322
	50万以上	19	18	0	0	0	2
	30万-50万	45	37	3	0	0	8
	10万-30万	151	105	7	2	0	40
	3万-10万	476	230	8	23	0	221
	3万未満	1,942	671	22	234	0	1,051

8 単独導入団体の運用形態

(1) 当初賦課

当初賦課について電算機を運用している最も多い担当課は「電算主管課」の603団体、次いで「固定資産税担当課」の503団体、「その他の課」の47団体の順となっている。

これを人口段階別にみると3万人以上では、「電算主管課」が最も多く、3万人未満では、「固定資産税担当課」が最も多い。

(2) 修正賦課

修正賦課について電算機を運用している最も多い担当課は「固定資産税担当課」の646団体、次いで「電算主管課」の502団体、「その他の課」の35団体の順となっている。

これを人口段階別にみると3万人以上では、「電算主管課」が最も多く、3万人未満では、「固定資産税担当課」が最も多い。

(3) 課税資産内訳書（課税明細書）

課税資産内訳書（課税明細書）について電算機を運用している最も多い担当課は「電算主管課」の213団体、次いで「固定資産税担当課」の80団体、「その他の課」の12団体の順となっている。

これを人口段階別にみると3万人以上では、「電算主管課」が最も多く、3万人未満では、「固定資産税担当課」が最も多い。

(4) 収納消込

収納消込について電算機を運用している最も多い担当課は「固定資産税担当課」の700団体、次いで「電算主管課」の612団体、「その他の課」の109団体の順となっている。

これを人口段階別にみると3万人以上では、「電算主管課」が最も多く、3万人未満では、「固定資産税担当課」が最も多い。

(5) 概要調書

概要調書について電算機を運用している最も多い担当課は「電算主管課」の596団体、次いで「固定資産税担当課」の436団体、「その他の課」62団体の順となっている。

これを人口段階別にみると3万人以上では、「電算主管課」が最も多く、3万人未満では、「固定資産税担当課」が最も多い。

(6) 評価証明類

評価証明類について電算機を運用している最も多い担当課は「固定資産税担当課」の801団体、次いで「電算主管課」の492団体、「その他の課」の42団体の順となっている。

これを人口段階別にみると3万人以上では、「電算主管課」が最も多く、3万人未満では、「固定資産税担当課」が最も多い。

(7) 償却資産

償却資産について電算機を運用している最も多い担当課は「電算主管課」の525団体、次いで「固定資産税担当課」の501団体、「その他の課」の35団体の順となっている。

これを人口段階別にみると3万人以上では、「電算主管課」が最も多く、3万人未満では、「固定資産税担当課」が最も多い。

単独導入団体の運用形態

区分	電算処理市町村数	運 用 区 分						固定資産税担当課
		固定資産税担当課	固定資産税担当課	電算主管課	電算主管課	電算主管課	その他の課	
当初賦課	合計	1,182	503	24	603	0	47	4
	50万以上	18	2	0	16	0	0	0
	30万-50万	39	6	0	31	0	2	0
	10万-30万	112	5	4	96	0	6	0
	3万-10万	246	36	4	198	0	8	0
	3万未満	767	454	16	262	0	31	4
修正賦課	合計	1,208	646	21	502	0	35	3
	50万以上	18	2	0	16	0	0	0
	30万-50万	38	7	0	29	0	2	0
	10万-30万	109	11	3	88	0	6	0
	3万-10万	247	64	4	174	0	5	0
	3万未満	796	562	14	195	0	22	3
課税資産内訳	合計	311	80	6	213	0	12	0
	50万以上	14	1	0	13	0	0	0
	30万-50万	30	4	0	24	0	2	0
	10万-30万	73	3	2	65	0	3	0
	3万-10万	81	10	2	66	0	3	0
	3万未満	113	62	2	45	0	4	0
収納消込	合計	1,443	700	17	612	2	109	2
	50万以上	18	1	0	16	0	1	0
	30万-50万	37	2	0	30	0	5	0
	10万-30万	117	7	0	100	0	9	0
	3万-10万	295	61	2	210	1	21	0
	3万未満	976	629	15	256	1	73	2
概要調書	合計	1,107	436	10	596	1	62	2
	50万以上	18	2	0	16	0	0	0
	30万-50万	38	4	0	32	0	2	0
	10万-30万	100	5	0	88	0	7	0
	3万-10万	233	33	1	187	0	12	0
	3万未満	718	392	9	273	1	41	2
評価証明	合計	1,349	801	11	492	0	42	3
	50万以上	16	2	0	14	0	0	0
	30万-50万	37	6	0	27	0	3	1
	10万-30万	114	14	2	91	0	7	0
	3万-10万	277	91	1	177	0	8	0
	3万未満	905	688	8	183	0	24	2
償却資産	合計	1,096	501	30	525	0	35	4
	50万以上	18	2	0	16	0	0	0
	30万-50万	39	6	0	30	0	2	1
	10万-30万	111	6	3	95	0	6	0
	3万-10万	238	42	5	183	0	8	0
	3万未満	690	445	22	201	0	19	3

9 バッチ・オンライン等処理方式の状況

(1) 当初賦課

当初賦課については、電算処理団体3,163団体の80%に当たる2,540団体がバッチ方式によっており、オンライン方式によっているのは、490団体、バッチ・オンラインの併用は、133団体となっている。

これを人口段階別にみると、全ての人口段階で7割以上がバッチ方式によっている。

(2) 修正賦課

修正賦課については、電算処理団体2,136団体の55.7%に当たる1,189団体がバッチ方式によっており、オンライン方式によっているのは、806団体、バッチ・オンラインの併用は、141団体となっている。

これを人口段階別にみると、50万人未満の団体では、5割以上がバッチ方式によっているが、50万人以上の団体では、5割以上がオンライン方式によっている。

(3) 課税資産内訳書（課税明細書）

課税資産内訳書（課税明細書）については、電算処理団体569団体の79.1%に当たる450団体がバッチ方式によっており、オンライン方式によっているのは、104団体、バッチ・オンラインの併用は、15団体となっている。

これを人口段階別にみると、全ての人口段階で7割以上がバッチ方式によっている。

(4) 収納消込

収納消込については、電算処理団体2,512団体の51.9%に当たる1,304団体がバッチ方式によっており、オンライン方式によっているのは、1,001団体、バッチ・オンラインの併用は、207団体となっている。

これを人口段階別にみると、3万人以上の団体では、5割以上がバッチ方式によっているが、3万人未満の団体では、バッチ方式及びオンライン方式がほぼ同程度となっている。

(5) 概要調書

概要調書については、電算処理団体3,111団体の84.4%に当たる2,625団体がバッチ方式によっており、オンライン方式によっているのは、429団体、バッチ・オンラインの併用は、57団体となっている。

これを人口段階別にみると、全ての人口段階で7割以上がバッチ方式によっている。

(6) 評価証明類

評価証明類については、電算処理団体2,302団体の68.6%に当たる1,579団体がオンライン方式によっており、バッチ方式によっているのは、670団体、バッチ・オンラインの併用は、53団体となっている。

これを人口段階別にみると、全ての人口段階で6割以上がオンライン方式によっている。

(7) 償却資産

償却資産については、電算処理団体2,629団体の78%に当たる2,050団体がバッチ方式によっており、オンライン方式によっているのは、446団体、バッチ・オンラインの併用は、133団体となっている。

これを人口段階別にみると、全ての人口段階で5割以上がバッチ方式によっており、50万人未満では7割以上がバッチ方式によっている。

バッチ・オンライン等処理方式の状況

区分	市町村数	人口段階					
		50万人以上	50万人未満 30万人以上	30万人未満 10万人以上	10万人未満 3万人以上	3万人未満	
当初賦課	合計	3,163	19	45	153	494	2,452
	バッチ	2,540	14	36	124	403	1,963
	オンライン	490	3	5	13	65	404
	併用	133	2	4	16	26	85
修正賦課	合計	2,136	19	43	139	415	1,520
	バッチ	1,189	7	28	89	253	812
	オンライン	806	10	8	39	136	613
	併用	141	2	7	11	26	95
課税明細	合計	569	16	32	95	151	275
	バッチ	450	13	30	80	133	194
	オンライン	104	1	2	10	16	75
	併用	15	2	0	5	2	6
収納消込	合計	2,512	19	44	153	483	1,813
	バッチ	1,304	14	30	99	276	885
	オンライン	1,001	3	5	42	173	778
	併用	207	2	9	12	34	150
概要調書	合計	3,111	19	44	145	487	2,416
	バッチ	2,625	15	41	132	435	2,002
	オンライン	429	3	2	11	48	365
	併用	57	1	1	2	4	49
評価証明	合計	2,302	16	42	144	448	1,652
	バッチ	670	1	10	21	98	540
	オンライン	1,579	14	31	116	346	1,072
	併用	53	1	1	7	4	40
償却資産	合計	2,629	18	45	152	476	1,938
	バッチ	2,050	9	33	125	387	1,496
	オンライン	446	4	3	11	68	360
	併用	133	5	9	16	21	82

10 電算処理計画（未処理団体）の有無

（1）当初賦課

未処理団体37団体のうち、今後電算処理計画を予定している団体は34団体となっており、その全てが人口3万人未満の団体となっている。また、処理計画を予定している団体は平成9年度までの間に予定している。

（2）修正賦課

未処理団体308団体のうち、今後電算処理計画を予定している団体は286団体となっている。また、処理計画を予定している団体の95%が平成9年度までの間に予定している。

（3）課税資産内訳書（課税明細書）

未処理団体2,304団体のうち、今後電算処理計画を予定している団体は2,266団体となっている。また、処理計画を予定している団体の99%が平成9年度までの間に予定している。

（4）収納消込

未処理団体279団体のうち、今後電算処理計画を予定している団体は253団体となっている。また、処理計画を予定している団体の97%が平成9年度までの間に予定している。

（5）概要調書

未処理団体48団体のうち、今後電算処理計画を予定している団体は44団体となっている。また、処理計画を予定している団体は全団体が平成9年度までの間に予定している。

（6）評価証明類

未処理団体392団体のうち、今後電算処理計画を予定している団体は363団体となっている。また、処理計画を予定している団体の95%が平成9年度までの間に予定している。

（7）償却資産

未処理団体196団体のうち、今後電算処理計画を予定している団体は177団体となっている。また、処理計画を予定している団体の96%が平成9年度までの間に予定している。

なお、表中「その他」については、計画は考えているが具体的な年度がはっきりしないというものであり、文章中から除いた。

電算処理計画（未処理団体）の有無

区分	電算未処理 市町村	処 理 予 定 年 度					その他	
		平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度以降		
当初賦課	合計	37	1	14	7	12	0	3
	50万以上	0	0	0	0	0	0	0
	30万-50万	0	0	0	0	0	0	0
	10万-30万	0	0	0	0	0	0	0
	3万-10万	0	0	0	0	0	0	0
	3万未満	37	1	14	7	12	0	3
修正賦課	合計	308	13	120	64	76	13	22
	50万以上	0	0	0	0	0	0	0
	30万-50万	0	0	0	0	0	0	0
	10万-30万	6	1	0	2	2	1	0
	3万-10万	20	2	5	7	5	0	1
	3万未満	282	10	115	55	69	12	21
課税資産内訳	合計	2,304	9	204	237	1,799	17	38
	50万以上	2	0	0	0	2	0	0
	30万-50万	12	0	8	2	1	0	1
	10万-30万	55	1	14	11	29	0	0
	3万-10万	313	4	57	40	212	0	0
	3万未満	1,922	4	125	184	1,555	17	37
収納消込	合計	279	8	115	72	50	8	26
	50万以上	0	0	0	0	0	0	0
	30万-50万	0	0	0	0	0	0	0
	10万-30万	0	0	0	0	0	0	0
	3万-10万	8	0	4	2	2	0	0
	3万未満	271	8	111	70	48	8	26
概要調書	合計	48	1	16	13	14	0	4
	50万以上	0	0	0	0	0	0	0
	30万-50万	0	0	0	0	0	0	0
	10万-30万	0	0	0	0	0	0	0
	3万-10万	4	0	2	1	0	0	1
	3万未満	44	1	14	12	14	0	3
評価証明	合計	392	28	163	84	69	19	29
	50万以上	3	0	0	0	0	2	1
	30万-50万	3	0	1	1	0	1	0
	10万-30万	5	1	1	1	1	1	0
	3万-10万	27	3	8	6	5	0	5
	3万未満	354	24	153	76	63	15	23
償却資産	合計	196	3	80	38	48	8	19
	50万以上	0	0	0	0	0	0	0
	30万-50万	0	0	0	0	0	0	0
	10万-30万	1	0	1	0	0	0	0
	3万-10万	7	0	5	1	0	0	1
	3万未満	188	3	74	37	48	8	18

注) その他は、計画は考えているが年度がはっきりしないもの。

1.1 資産の評価額算出についてのシステム化の状況

(1) 評価額算出電算処理状況

土地の評価額算出について電算処理を行っている団体は、3,235団体中2,051団体で、全体の63%である。

家屋の木造について電算処理を行っている団体は、3,235団体中1,801団体で、全体の56%であり、非木造については、3,235団体中1,704団体で、全体の53%である。

	電算処理団体	電算未処理団体
土地	2,051	1,184
木造	1,801	1,434
非木造	1,704	1,531

(2) プログラム開発区分

①土地

開発団体数は、2,079団体で、このうち当該団体の職員がプログラムを開発した「自己」は、215団体、民間が開発した「委託」は、1,637団体、当該団体と民間が共同して開発した「共同」は、227団体となっている。

②家屋（木造）

開発団体数は、1,824団体で、このうち当該団体の職員がプログラムを開発した「自己」は、183団体、民間が開発した「委託」は、1,440団体、当該団体と民間が共同して開発した「共同」は、201団体となっている。

③家屋（非木造）

開発団体数は、1,718団体で、このうち当該団体の職員がプログラムを開発した「自己」は、156団体、民間が開発した「委託」は、1,377団体、当該団体と民間が共同して開発した「共同」は、185団体となっている。

	プログラム開発区分		
	自己	委託	共同
土地	215	1,637	227
木造	183	1,440	201
非木造	156	1,377	185

(3) 処理内容

①土地

評価額の算出処理内容についてみると、「その他の宅地評価法における各筆評価」を行っている団体が1,649団体と最も多く、次いで「画地計算」を行っている団体が1,120団体、「路線価の付設」を行っている団体が587団体、「価格形成要因の分析」を行っている団体が、48団体となっている。

②家屋（木造）

評価額の算出処理内容についてみると、「在来分家屋の評価替え計算」を行っている団体が1,535団体と最も多く、次いで「新增分家屋の評価計算」を行っている団体が869団体、「比準評価による評価計算」を行っている団体が371団体となっている。

③家屋（非木造）

評価額の算出処理内容についてみると、「在来分家屋の評価替え計算」を行っている団体が1,462団体と最も多く、次いで「新增分家屋の評価計算」を行っている団体が725団体、「比

準評価による評価計算」を行っている団体が358団体となっている。

	処 理 内 容				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
土地	348	587	1,120	1,649	250
木造	869	1,535	371	221	
非木造	725	1,462	358	216	

※(1)~(5)の処理内容については、注)を参照のこと

注) 土地

(1) 価格形成要因の分析、(2) 路線価の付設、(3)画地計算、(4) 「その他の宅地評価法」における各筆評価、(5) その他

家屋(木造、非木造)

(1) 新增分家屋の評価計算、(2) 在来分家屋の評価替え計算、(3) 比準評価による評価計算、(4) その他

1 2 固定資産税担当部門におけるOA機器の設置状況

固定資産税担当課が、固定資産税業務について使用しているパーソナルコンピューター等のOA機器の設置状況は結果表の第3表のとおりである。

(参考) 電算等処理状況に関する調査関係書類

固定資産税事務に係る電算等処理状況調査表の記載要領

第1 共通事項

1 調査対象日 平成6年4月1日現在

2 市区町村コード

自治省作成の「全国地方公共団体コード」(検査数字を含め6桁)によって記入すること。

3 職員数については、調査対象日現在、固定資産税業務に従事している職員数を記載するものとし区役所、支所等の職員についても含めて記載すること。また、他の事務を兼務している場合は、事務量等により按分して人員数を算出すること。

なお、記載方法は、整数部には整数を、小数部には小数を記入すること。

〔 (例) 13人の場合	<table border="1"><tr><td>1</td><td>3</td><td>0</td></tr></table>	1	3	0
	1	3	0	
8.5人の場合	<table border="1"><tr><td>8</td><td>5</td></tr></table>	8	5	
8	5			

第2 調査事項

1 賦課処理状況について、該当事項欄に○印又は年度(昭和の場合は、「昭」に、平成の場合は「平」に○を付すこと。)を記入すること。

(1) 「区分」欄中

ア 「当初賦課」とは、納税通知書の作成に係る事務処理を行っていることをいうものであること。

イ 「修正賦課」とは、当初賦課以後修正増減の事務処理を行っていることをいうものであること。

ウ 「課税資産内訳書(課税明細書)」とは、納税通知書と合わせて送付する各筆(土地)、各棟(家屋)ごとに所在、価格、課税標準額等を記載したものをいうものであること。

エ 「収納消込」とは、領収済通知書をOCR等により入力し電子計算機で収納状況を管理していることをいうものであること。

オ 「概要調書」とは、地方税法に基づき作成する資料をいうものであること。

カ 「評価証明類」とは、評価証明等窓口における証明類を電子計算機により打ち出し交付していることをいうものであること。

キ 「償却資産」とは、申告書受理から価格決定、特例資産の処理等を行い納税通知書の作成を行っていることをいうものであること。

- (2) 「プログラム開発区分」欄は、現在運用しているシステムについて、調査するものであり、「自己」とは、当該団体の職員がプログラムを開発したもの、「委託」とは、民間が開発したもの、「共同」とは、当該団体と民間が共同して開発したプログラムを使用しているものであること。

なお、共同導入の場合は、電子計算機の所在する市町村で記入するものとし、共同導入に係る関係市町村名を「備考」欄に記入すること。

- (3) 「電算機の運用区分」欄中「単独導入」とは、当該団体の電子計算機を使用して処理するものをいい、固定資産税業務について固定資産税担当職員が電子計算機を運用している場合は「固定資産税担当課」欄に、電算主管課職員が運用している場合は「電算課」欄に、また、民間に委託し、民間からの派遣職員により運用している場合には「その他」欄に、それぞれ記入すること。

「共同導入」とは、一部事務組合等で組織している共同導入組織の電子計算機を使用して業務を処理するものをいい、「委託」とは民間の計算センター等に業務の処理を委託しているものをいうこと。なお、併用処理の場合は「単独導入」「共同導入」「委託」欄のそれぞれ運用している欄に記入すること。

- (4) 「処理方式」欄中「バッチ」とは、データ処理において、発生したデータを一定期間（日、週、月、年）あるいは一定量ためておき、それをまとめて処理する方式をいい、「オンライン」とは、端末機により通信回線を利用してデータを処理する方式をいうものであること。

- (5) 「電算処理計画」欄には、固定資産税業務の今後の電算処理計画の有無につ

いて記入すること。

(6) 「備考」欄には、本表の区分により分類しがたい場合等について簡潔に記入すること。

(7) 「一筆一棟」とは、土地にあっては一筆、家屋にあっては一棟を単位として入力しているものをいい、これにより入力している場合は○印を記入すること。

2. 評価額算出処理について

ア 「土地」については、路線価の付設、画地計算等について電算化システム導入により評価額の算出処理をする方式等を採用している場合に記入すること。

イ 「家屋」については新築、増改築等の場合において、現状調査後の評価額算出に当たって評点数の付設から価格決定までを電算処理する方式等を採用している場合に記入すること。

ウ 「プログラム開発区分」欄の「自己」、「委託」、「共同」は、賦課処理状況のそれと同様の区分によること。

エ 「処理内容」欄については、電算処理のシステムの範囲を下記の区分により、該当する記号欄に○印を記入すること。

土 地

① 価格形成要因の分析、② 路線価の付設、③ 画地計算、④ 「その他の宅地評価法」における各筆評価、⑤ その他

家 屋

① 新增分家屋の評価計算、② 在来分家屋の評価替え計算、③ 比準評価による評価計算、④ その他

3. OA機器等の設置台数

固定資産税担当課において管理使用しているパーソナルコンピュータ、ワードプロセッサ、ファクシミリ、COM、光ディスク等のOA機器について、機器名、台数、適用業務の内容について簡潔に記入すること。

固定資産税事務に係る電算等処理状況調査表

市	町	村	コ	ー	ド
1					6

市町村名

人口（平成6年3月31日現在）

職員数（平成6年4月1日現在）

7 住民基本台帳人口 13 人

14 17 人

賦課処理状況

（整数部）（小数部）

区 分	電 算 処 理		プログラム開発区分			電 算 機 の 運 用 区 分					処 理 方 式		電算処理計画		備 考
	電 算 処 理	処 理 開 始 年 度	自 己	委 託	共 同	単 独 導 入			共 同 導 入	委 託	バ ッ チ	オ ン ラ イ ン	電 算 化 の 予 定	予 年 定 度	
						固 定 資 産 税 担 当 課	電 算 課	そ の 他							
当 初 賦 課	有 無	昭 平											有 無	平	
修 正 賦 課	有 無	昭 平											有 無	平	
課 税 資 産 内 訳 書 （ 課 税 明 細 書 ）	有 無	昭 平											有 無	平	
収 納 消 込	有 無	昭 平											有 無	平	
概 要 調 書	有 無	昭 平											有 無	平	
評 価 証 明 類	有 無	昭 平											有 無	平	
債 却 資 産	有 無	昭 平											有 無	平	

一 筆 一 棟 単 位 の 入 力 状 況	
土 地	家 屋
18	19

評価額算出処理

区 分	電 算 処 理 開 始 年 度	プログラム開発区分			処 理 内 容					
		自 己	委 託	共 同	①	②	③	④	⑤	(土地)
土 地	昭 平									(土地)
家 屋	木 造	昭 平								(家屋)
	非 木 造	昭 平								

0.A 機器等の設置台数

機 器 名	台 数	適 用 業 務	機 器 名	台 数	適 用 業 務
パーソナルコンピュータ	台			台	
ワードプロセッサ	台			台	
ファクシミリ	台			台	
光ディスク	台			台	

第 1 表 電算等处理状况

市町村名	人口	職員数	電算処理開始年度						一筆 一棟	電算機の運用																		
			電算処理開始年度							固定資産税担当課				電算主管課				その他の課				共同						
			当 初 賦 課	修 正 賦 課	課 税 資 産 内 訳 書	取 納 消 込	概 要 調 査	評 価 証 明 類		債 却 資 産	土 地	家 屋	当 初 賦 課	修 正 賦 課	取 納 消 込	概 要 調 査	評 価 証 明 類	債 却 資 産	当 初 賦 課	修 正 賦 課	取 納 消 込	概 要 調 査	評 価 証 明 類	債 却 資 産	当 初 賦 課	修 正 賦 課	課 税 資 産 内 訳 書	
大島町	9,794	3.0	S 56	S 56		S 56	S 56																					
利島村	287	1.0																										
新島村	3,322	2.4	S 61																									
神津島村	2,371	1.0	H 2	H 2			H 2	H 2	H 2																			
三宅村	3,930	4.0	H 1	H 1	H 1		H 1	H 6	H 1																			
御蔵島村	252	1.5																										
八丈町	9,450	2.0	S 61	S 61		S 62	S 62																					
青ヶ島村	192	1.0																										
小笠原村	2,193	1.5																										
神奈川県																												
横浜市	3,265,035	409.0	S 42	S 60	H 1	S 60	S 47	H 5	H 3																			
川崎市	1,170,778	188.0	S 39	S 39	H 3	S 39	S 41		S 42																			
横浜須賀町	433,124	54.0	S 46	S 46	H 5	S 58	S 46		S 47																			
平塚市	249,896	37.0	S 63	S 63	H 5	H 3	S 63	S 63	S 55																			
鎌倉市	174,221	32.0	S 41	S 41	H 6	S 47		S 55	S 60																			
藤沢市	354,613	39.8	S 41	S 41	H 4	S 41	S 41	S 59	S 48																			
小田原市	197,912	36.0	S 62	S 62	H 5	S 62	S 62	S 62	S 62																			
茅ヶ崎市	210,282	30.0	H 4	H 4	H 4	H 4	H 4	H 4	H 4																			
逗子市	57,461	9.0	S 41	H 4	H 6	S 59	S 60	S 59	S 59																			
相模原市	552,242	89.1	S 43	S 46	H 4	S 51	S 43	S 61	S 49																			
三浦市	54,904	7.0	S 63	S 63	H 5	S 63	S 63	S 63	S 63																			
秦野市	161,666	24.0	S 57	H 4	H 3	S 57	S 50	S 57	S 50																			
厚木市	199,517	32.0	S 62	S 62	S 62	S 62	S 62	S 62	S 62																			
大和市	202,545	27.0	S 46	S 46	H 3	S 47	S 46	S 61	S 49																			
伊勢原市	96,519	19.0	S 49	S 49	H 5	H 1	H 1	H 2	S 49																			
海老名市	110,175	24.0	S 48	S 48	H 5	S 55	S 48	S 60	S 48																			
座間市	115,459	23.0	S 42	S 42	H 5	S 59	S 42	S 42	S 42																			
南足柄市	43,438	8.0	H 1	H 1	H 1	H 1	H 1	H 1	H 1																			
綾瀬市	79,813	12.0	S 42	S 55	H 5	S 51	S 55	S 53	S 50																			
葉山町	30,589	6.0	S 60	S 60		S 60	S 60	S 60	S 60																			
寒川町	45,980	9.0	H 6	H 6	H 6	H 6	H 6	H 6	H 6																			
大磯町	32,586	4.0	S 61	S 61		S 61	S 61	S 61	S 61																			
二宮町	30,093	5.0	S 49	H 4		S 61	S 49	S 62	S 49																			
中井町	10,213	3.0	S 47	S 47	H 6	H 1	S 48	H 1	S 62																			
大井町	15,166	2.5	S 60	S 60	H 6	H 6	S 60	S 60	S 60																			
松田町	13,354	3.5	H 1	H 1	H 6	H 1	H 6	H 1	H 1																			
山北町	14,691	5.0	S 53		H 6	S 63	S 53	S 63	S 53																			
開成町	12,119	3.0	S 60	H 6	H 6	S 60	S 60	S 60	S 60																			
箱根町	17,913	7.0	H 1	H 1	H 6	H 1	H 1	H 1	H 1																			
真鶴町	9,840	2.0	S 43	S 43	H 6	S 59	S 44	S 59	S 44																			
湯河原町	28,371	5.0	S 62	S 62	H 6	S 62	S 58	S 62	S 62																			
愛川町	41,789	1.0	S 62	H 4	H 6	S 59	S 62	H 3	S 62																			
清川村	3,325	2.0	S 53	S 53		S 53	H 2	H 5	S 53																			
城山町	22,307	4.3	S 43	H 4	H 5	S 60	S 56	H 4	H 2																			
津久井町	30,237	5.0	H 2	H 2		H 2	H 2	H 2	H 2																			
相模湖町	10,518	3.0	S 52	H 2	H 6	H 2	S 52	H 2	S 52																			
藤野町	11,200	0.2	S 52	H 3	H 6	H 3	S 52	H 3	H 1																			
新潟県																												
新潟市	479,185	69.0	S 63	S 63		S 63	S 63	S 63	S 63																			
長岡市	186,843	30.0	H 1	H 1		H 1	H 1	S 63	H 1																			
三条市	86,824	19.0	S 48	H 3		H 3	S 48	H 3	S 48																			
柏崎市	88,382	21.0	S 62	S 62		S 62	S 63	S 62	S 62																			
新発田市	80,324	19.0	S 47	S 63		S 57	S 47	S 63	S 63																			
新津市	66,349	12.0	S 47	S 58		S 58	S 47	H 4	S 63																			
小千谷市	43,292	10.5	S 60	S 60		S 60	S 60		S 60																			
加茂市	34,752	7.0	S 53	S 53		S 53	S 53	H 4	S 53																			
十日町市	45,596	10.5	S 48	S 48		S 59	S 48	S 59	S 60																			
見附市	44,107	8.0	H 2	H 2		H 2	H 2	H 2	H 2																			
村上市	31,860	7.0	H 5	H 5		H 5	H 6		H 5																			
燕市	44,205	9.0	S 46	S 46		S 56	S 46		S 46																			
栃尾市	27,546	8.0	S 48	S 48		S 48	S 48	S 48	S 48																			
糸魚川市	33,360	8.0	S 46	S 46		S 54	S 46	S 62	S 57																			
新井市	28,483	7.0	S 48			S 61	S 55	S 61	S 62																			
五泉市	39,670	8.0	S 47	S 47		H 3	S 47	H 3	S 53																			
両津市	19,189	6.0	S 54	H 5		H 5	S 54	H 5																				
白根市	38,471	9.0	S 51	S 57		S 57	S 51	S 61	S 59																			
豊栄市	48,147	11.0	S 47	S 56	H 6	S 56	S 56	S 59	S 56																			
上越市	129,950	25.0	S 46	S 46		H 2	S 59	H 2	S 59																			
安田町	10,596	2.5	S 51		H 6	S 62	S 51	S 62	S 62																			

市町村名	人口	職員数	電 算 処 理 開 始 年 度										一 筆 棟	電 算 機 器 の 運 用													
			当 初 課		修 正 課		課 税 資 産 内 訳 書		取 納 消 込		概 要 調 査		評 価 証 明 類		償 却 資 産		土 地	家 屋	固 定 資 産 税 担 当 課		電 算 主 管 課		そ の 他 の 課		共 同 課 税 資 産 内 訳 書		
			賦 課	課 課	賦 課	課 課	課 課	課 課	課 課	課 課	課 課	課 課	課 課	課 課	課 課	課 課	課 課	課 課	課 課	課 課	課 課	課 課	課 課	課 課	課 課	課 課	課 課
杵築市	22,361	6.0	H 6	H 6			H 6	H 6	H 6	H 6	H 6	H 6	○	○													
宇佐市	50,113	10.0	H 4	H 4			H 4	H 4	H 4	H 4	H 4	H 4	○	○													
大田村	2,093	1.0											○	○													
真玉町	4,563	1.5	H 6	H 6			H 6	H 6	H 6	H 6	H 6	H 6	○	○													
香々地町	4,370	1.0	H 4	H 4			H 4	H 4	H 4	H 4	H 4	H 4	○	○													
国見町	6,580	2.0	S 60	S 60			S 60	S 60	S 60	S 60	S 60	S 60	○	○													
飯島村	3,204	3.0											○	○													
国東町	15,385	3.0	H 5	H 5			H 5	H 5	H 5	H 5	H 5	H 5	○	○													
武蔵町	5,848	2.0	H 5	H 5			H 5	H 5	H 5	H 5	H 5	H 5	○	○													
安岐町	10,078	2.0	H 4	H 5	H 5		H 5	H 5	H 5	H 5	H 4	H 4	○	○													
日出町	24,783	6.0	H 2	H 2			H 2	H 2	H 2	H 2	H 2	H 2	○	○													
山香町	9,643	2.5	H 6	H 6			H 6	H 6	H 6	H 6	H 6	H 6	○	○													
野津原町	5,716	1.5	S 63	S 63			S 63	S 63	S 63	S 63	S 63	S 63	○	○													
挾間町	13,376	2.5	H 4	H 4			H 4	H 4	H 4	H 4	H 4	H 4	○	○													
庄内町	10,536	3.0	S 59	H 5			H 6	H 5	H 5	H 5	H 4	H 4	○	○													
瀬布院町	11,717	4.0	S 62	S 62			S 62	S 62	S 62	S 62	S 62	S 62	○	○													
佐賀岡町	15,315	4.0	H 6				H 6	H 6	H 6	H 6	H 6	H 6	○	○													
上浦町	3,125	1.0	S 54	S 54			S 54	H 5	H 5	H 5	H 5	H 5	○	○													
弥生町	7,271	2.0	H 5	H 5	H 5		H 5	H 5	H 5	H 5	H 5	H 5	○	○													
本匠村	2,308	1.0	H 1	H 1			H 1	H 1	H 1	H 1	H 1	H 1	○	○													
宇目町	4,368	1.7	S 60	S 60			S 60	S 60	S 60	S 60	S 60	S 60	○	○													
直川村	3,278	1.0	H 2	H 2			H 2	H 2	H 2	H 2	H 2	H 2	○	○													
鶴見町	4,839	1.0	S 63	S 63			S 63	H 5	H 5	H 5	H 5	H 5	○	○													
米水津村	2,955	1.0	H 6	H 6			H 6	H 6	H 6	H 6	H 6	H 6	○	○													
蒲江町	10,724	3.0	S 63	S 63			H 4	S 63	S 63	S 63	S 63	S 63	○	○													
野津町	10,842	2.0	H 2	H 2			H 2	H 2	H 2	H 2	H 4	H 4	○	○													
三重町	18,328	5.0	S 61	S 61	S 61		S 61	S 61	S 61	S 61	S 62	S 62	○	○													
清川村	2,798	1.0	H 3				H 3	H 3	H 3	H 3	H 3	H 3	○	○													
緒方町	7,468	3.0	S 63	S 63			S 63	S 63	S 63	S 63	S 63	S 63	○	○													
朝地町	4,047	1.0	H 3				H 3	H 3	H 3	H 3	H 3	H 3	○	○													
大野町	6,470	2.0	S 52	S 63			H 2	S 52	H 2	H 2	S 52	S 52	○	○													
千歳村	2,878	1.5	S 59		S 59		S 59	S 59	S 59	S 59	S 59	S 59	○	○													
大飼町	5,144	1.0	S 58		S 58		S 58	S 58	S 58	S 58	S 58	S 58	○	○													
萩町	4,036	2.0	H 6	H 6	H 6		H 6	H 6	H 6	H 6	H 6	H 6	○	○													
久住町	5,133	1.0	H 2	H 2			H 6	H 2	H 2	H 2	H 2	H 2	○	○													
直入町	3,106	1.0	H 4				H 4	H 4	H 4	H 4	H 4	H 4	○	○													
九重町	12,918	4.0	S 62		S 62		S 62	S 62	S 62	S 62	S 62	S 62	○	○													
玖珠町	20,598	5.0	H 1	H 1	H 5		H 1	H 1	H 1	H 1	H 1	H 1	○	○													
前津江村	1,726	1.0	S 60	S 60			S 60	S 60	S 60	S 60	S 60	S 60	○	○													
中津江村	1,516	3.0	H 2	H 2			H 2	H 2	H 2	H 2	H 2	H 2	○	○													
上津江村	1,399	1.0	S 60		S 60		S 60	S 60	S 60	S 60	S 60	S 60	○	○													
大山町	4,401	1.0	S 61	S 61	S 61		S 61	S 61	S 61	S 61	S 61	S 61	○	○													
天瀬町	7,610	2.0	S 58		S 58		S 58	S 58	S 58	S 58	S 58	S 58	○	○													
三光村	5,756	6.0	S 60		S 60		S 60	S 60	S 60	S 60	S 60	S 60	○	○													
本耶馬溪町	4,510	2.0	H 6	H 6	H 6		H 6	H 6	H 6	H 6	H 6	H 6	○	○													
耶馬溪町	6,318	2.0	S 57	H 4			S 60	S 57	S 60	H 4	H 4	H 4	○	○													
山国町	3,989	4.0	S 62		S 62		S 62	S 63	S 62	S 62	S 62	S 62	○	○													
院内町	5,748	1.5	H 4	H 4			H 6	H 4	H 4	H 4	H 4	H 4	○	○													
安心院町	9,173	2.5	H 5	H 5			H 5	H 5	H 5	H 5	H 5	H 5	○	○													
宮崎県																											
宮崎市	292,970	46.0	S 60	S 61			S 61	S 61	S 62	S 61	S 61	S 61	○	○													
都城市	130,153	34.0	S 61	S 61			S 61	S 61	S 61	S 61	S 61	S 61	○	○													
延岡市	127,183	18.0	H 2	H 2			H 2	H 2	H 2	H 2	H 2	H 2	○	○													
日南市	49,081	13.0	S 48	S 48			S 62	S 48	S 62	S 62	S 62	S 62	○	○													
小林市	40,912	10.5	H 1	H 1			H 1	H 1	H 1	H 1	H 1	H 1	○	○													
日向市	59,339	9.0	S 59	S 59	H 6		S 59	S 59	S 59	S 61	S 61	S 61	○	○													
串間市	26,556	5.0	S 49	H 5			H 5	S 49	H 5	S 49	S 49	S 49	○	○													
西都市	37,556	13.5	S 53	S 63			S 63	S 53	S 63	S 53	S 53	S 53	○	○													
えびの市	26,884	7.0	H 4	H 4			H 4	H 4	H 4	H 4	H 4	H 4	○	○													
清武町	24,695	4.0	H 2	H 2			H 2	H 2	H 2	H 2	H 2	H 2	○	○													
田野町	12,402	3.0	S 48	S 48			S 48	S 48	S 48	S 48	S 48	S 48	○	○													
佐土原町	32,232	8.0	H 3	H 3			H 3	H 3	H 3	H 3	H 3	H 3	○	○													
北郷町	5,773	2.0	S 63	S 63	S 63		S 63	S 63	S 63	S 63	S 63	S 63	○	○													
南郷町	13,150	3.0	H 3	H 3			H 3	H 3	H 3	H 3	H 3	H 3	○	○													
三股町	22,512	5.0	H 4	H 4			H 4	H 4	H 4	H 4	H 4	H 4	○	○													
山之口町	7,896	3.0	S 44	S 44			S 44	S 44	S 44	S 44	S 44	S 44	○	○													
高城町	13,472	3.0	S 48	S 63			S 63	S 63	S 48	S 48	S 48	S 48	○	○													
山田町	8,699	5.0	H 3	H 3			H 3	H 3	H 3	H 3	H 3	H 3	○	○													
高崎町	12,688	5.0	S 47		S 47		S 47	S 47	S 47	S 47	S 47	S 47	○	○													

第 2 表 評価額算出処理状況

市町村名	電算処理開始年度			プログラム開発区分									処 理 内 容													
	土 地	木 造	非木造	土 地			木 造			非木造			土 地					木 造				非 木 造				
				自己	委託	共同	自己	委託	共同	自己	委託	共同	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	①	②	③	④	
角田市	H 3	S 57	S 57	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	-	-	○	○	○	-	
多賀城市	S 62	H 2	H 2	○	-	-	○	○	-	○	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	
岩沼市	S 54	S 54		-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	
秋田県																										
秋田市	S 63	S 63	S 63	-	○	-	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	
能代市	S 49	S 49	S 49	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
横手市	S 56			○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大館市	H 3	H 5	H 5	-	-	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○	-	
本荘市	S 56	S 56	S 56	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	
男鹿市	S 50	S 50	S 50	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-	-	-	
湯沢市	S 60	S 60	S 60	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-	-	-	
大曲市	S 47			-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
鹿角市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
山形県																										
山形市	S 51	S 57	S 57	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	-	
米沢市	S 42	S 46	S 46	-	○	-	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	-	-	-	○	-	○	-	-	○	
鶴岡市	S 55	S 55	S 55	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	○	-	-	-	○	
酒田市	S 55	S 56	S 56	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-	
新庄市	S 53	S 53	S 53	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	
寒河江市	S 56			-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
上山市	H 2	H 2	H 2	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
村山市	S 56			○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
長井市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
天童市	S 56	S 56	S 56	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
東根市		H 1	H 1	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	
尾花沢市	S 52	S 52	S 52	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-	
南陽市	S 47	S 47	S 47	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	-	-	-	○	
福島県																										
福島市	S 41	S 41	S 41	-	○	-	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	-	○	○	-
会津若松市	S 50	S 50	S 50	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-	
郡山市	S 39	S 39	S 39	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	
いわき市	S 60	S 60		-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
白河市	S 44	S 44	S 44	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-	
原町市	H 1	H 1	H 1	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	○	○	-	○	-	
須賀川市	H 4	H 5	H 5	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	
喜多方市		H 3		-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	
相馬市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
二本松市	S 56	S 56	S 56	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
茨城県																										
水戸市	S 50			○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
日立市	S 40			-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
土浦市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
古河市	S 61	H 4	H 4	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
石岡市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
下館市	H 1	S 60	H 5	○	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
結城市	S 52			-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
竜ヶ崎市	H 5			-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
那珂湊市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
下妻市	S 45	S 45	S 45	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-	
水海道市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
常陸太田市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
勝田市	S 41			-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
高萩市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
北茨城市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
笠間市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
取手市	S 44			-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
岩井市	H 6			-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
牛久市	S 63	H 4	H 4	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-	
つくば市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
栃木県																										
宇都宮市	H 2	H 2	H 2	-	○	-	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○	-	○	-
足利市	S 47	S 47	S 47	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○	-	○	-
栃木市	S 47	S 47	S 47	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○	-	○	-
佐野市		H 4	H 4	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
鹿沼市	S 47	S 47	S 47	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	-	○	
日光市	S 45	S 45	S 45	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○	-	○	
今市市	S 48	S 48	S 48	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-	

「処理内容」 土 地 ① 価格形成要因の分析 ② 路線価の付設 ③ 画地計算 ④ 「その他の宅地評価法」における各筆評価 ⑤ その他
 家屋（木造・非木造） ① 新增分家屋の評価計算 ② 在来分家屋の評価替え計算 ③ 比準評価による評価計算 ④ その他

市町村名	電算処理開始年度			プログラム開発区分									処 理 内 容																				
	土 地	木 造	非 木 造	土 地			木 造			非 木 造			土 地					木 造				非 木 造											
				自 己	委 託	共 同	自 己	委 託	共 同	自 己	委 託	共 同	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	①	②	③	④								
小山市	S 41	S 41	S 41	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	○	○	-	-	○	○	-	-							
真岡市		H 4	H 4	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-							
大田原市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
矢板市	S 48	S 48	S 48	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	-	○	○	-	-	○	○	-	-							
黒磯市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
群馬県																																	
前橋市	S 63	S 60	H 1	-	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-			
高崎市	S 51	H 2	H 2	○	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-			
桐生市	S 43	S 43	S 43	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	○	○	-	-	○	○	-	-	○	○	-	○			
伊勢崎市	H 1	H 1	H 1	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-		
太田市	S 53	S 53	S 53	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	○	○	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-		
沼田市	S 60	S 42	S 42	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-		
館林市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
渋川市	S 57	S 57	S 57	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-	
藤岡市	S 51	S 51	S 51	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-	
富岡市		H 6	H 6	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-		
安中市	S 60			-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
埼玉県																																	
川越市	S 63	H 1	H 1	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
熊谷市	S 50			○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
川口市	S 45	S 45	S 45	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-	
浦和市	H 3	S 55		-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-	
大宮市	S 46	S 46	S 46	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	○	-	-	○	○	-	-	
行田市	S 48	S 48	S 48	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-	
秩父市	S 48	S 48	S 48	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-	
所沢市	S 63	S 63	S 63	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-	
飯能市		H 3	H 3	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-	
加須市	H 6	H 5	H 5	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-		
本庄市	S 49			-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-
東松山市	S 58	S 58	S 58	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-
岩槻市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
春日部市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
狭山市	S 60	H 4	H 4	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-	
羽生市	S 50	S 50	S 50	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-
鴻巣市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
深谷市	S 63	S 63	S 63	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-
上尾市	H 1	H 1	H 1	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-
与野市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
草加市	S 45	S 53	S 53	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-	
越谷市	S 45	S 60	S 60	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-	
蕨市	S 43	S 43	S 43	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-	
戸田市	H 3	H 3	H 3	-	-	○	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-
入間市	H 2	H 5	H 6	○	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-
鳩ヶ谷市	S 48	S 48	S 48	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-
朝霞市	H 6			-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-
志木市	H 3	H 5	H 5	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-
和光市	S 48			-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-
新座市	S 45	S 45	H 5	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-
桶川市	S 56			-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-
久喜市	S 52	H 3		-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-
北本市	S 48			-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-
八潮市	S 63	S 48	S 48	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-
富士見市		H 5	H 5	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-
上福岡市	S 39			-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-
三郷市	S 47	S 47	S 47	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-
蓮田市	H 3	H 2	H 2	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-
坂戸市																																	

市町村名	電算処理開始年度			プログラム開発区分									処 理 内 容																
	土 地	木 造	非 木 造	土 地			木 造			非木造			土 地					木 造				非 木 造							
				自 己	委 託	共 同	自 己	委 託	共 同	自 己	委 託	共 同	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	①	②	③	④				
木更津市	S 50			○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
松戸市	S 51	S 42	S 42	-	○	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
野田市		H 2	H 2	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
佐原市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
茂原市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
成田市		H 2		-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
佐倉市	S 63	H 1		-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
東金市	H 6			○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
八日市場市	H 6			-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
旭市	H 3			-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
習志野市	H 1			-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
柏市	S 63	S 41	S 41	-	○	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
勝浦市	H 3	H 3	H 3	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
市原市	H 3	H 3	H 3	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
流山市	S 57			-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
八千代市	H 2	H 2	H 2	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我孫子市	H 5	H 5	H 5	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鴨川市	H 5	H 3	H 5	-	○	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鎌ヶ谷市	S 54	S 54		-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
君津市	H 2			-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
富津市	S 61	S 63		-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
浦安市	S 54			-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
四街道市	S 62	H 6	H 6	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
袖ヶ浦市	H 6	H 1	H 1	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
八街市	S 43			-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
東京都																													
八王子市	S 46			-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
立川市	S 41	S 41	S 41	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
武蔵野市	S 60	H 2		○	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
三鷹市	H 4	H 4	H 4	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
青梅市	S 46	S 54	S 54	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
府中市	H 4	S 61	S 61	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
昭島市	S 61	S 61	S 61	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
調布市	H 6	H 6	H 6	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
町田市	H 5	H 2	H 2	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小金井市	S 54			○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小平市	S 61	S 61	S 61	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
日野市	S 43	S 62	S 62	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
東村山市	H 6	H 6	H 6	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国分寺市	S 57	S 57	S 57	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国立市	S 47	S 47	S 47	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
田無市	S 63			-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
保谷市	H 6			-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
福生市	S 47	S 47	S 47	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
狛江市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
東大和市	S 54			-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
清瀬市	S 58	S 58	S 58	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
東久留米市	S 43	S 43	S 43	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
武蔵村山市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
多摩市	S 63	H 1	H 1	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
稲城市	S 57	H 4	H 4	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
秋川市	H 6			-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
羽村市	H 1	H 1	H 1	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
神奈川県																													
横浜市	S 47	S 42	S 42	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
川崎市	S 42			○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
横須賀市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
平塚市	S 63	S 58	S 61	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鎌倉市	S 41	S 41	S 41	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
藤沢市	S 41	S 63	H 5	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小田原市	S 62	S 62	S 62	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
茅ヶ崎市	H 4	H 2	H 2	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
逗子市	S 59	S 59	S 59	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
相模原市	S 43	S 43	S 43	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

「処理内容」土 地 ① 価格形成要因の分析 ② 路線価の付設 ③ 画地計算 ④ 「その他の宅地評価法」における各筆評価 ⑤ その他
 家屋（木造・非木造） ① 新增分家屋の評価計算 ② 在来分家屋の評価替え計算 ③ 比非準評価による評価計算 ④ その他

市町村名	電算処理開始年度			プログラム開発区分									処 理 内 容													
	土 地	木 造	非 木 造	土 地			木 造			非 木 造			土 地					木 造				非 木 造				
				自 己	委 託	共 同	自 己	委 託	共 同	自 己	委 託	共 同	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	①	②	③	④	
三浦市	S 63	S 63	S 63	-	○	-	-	○	-	-	○	-	○	-	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	○	-
秦野市	S 50	S 63	S 63	○	-	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	○	-	-	○	○	-	-
厚木市	S 62	S 62	S 62	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	-
大和市	S 63	H 1	H 1	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	-	-
伊勢原市	S 49	S 61	S 62	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	-	-
海老名市	S 48	S 62		○	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	-	-
座間市	S 42	S 42	S 42	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-
南足柄市	H 1			-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	-	-
綾瀬市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟県																										
新潟市	H 6	S 62		-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-
長岡市	H 1	H 1	H 1	-	-	○	○	○	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	-	○	○	-	-	-	○	-
三条市	S 48	S 48	S 48	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	-
柏崎市		H 1	H 1	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	○	-
新発田市	S 54	H 3		-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-
新津市	S 47	S 47	S 47	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
小千谷市	S 60			-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
加茂市	S 53	S 53	S 53	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
十日町市	S 59	H 2		-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
見附市	H 2	H 2	H 2	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
村上市	H 5	H 5	H 5	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	-
燕市	H 4			-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
栃尾市	S 48	S 48	S 48	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	-
糸魚川市		S 46	S 46	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
新井市		H 1	H 2	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
五泉市				-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
両津市	S 54	S 54	S 54	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
白根市	S 51	S 51	S 51	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
豊栄市	S 47	S 47	S 47	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
上越市	S 59	H 2	H 2	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○
富山県																										
富山市	H 4	H 4	H 4	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	-
高岡市	H 5	H 5	H 5	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○
新湊市				-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
魚津市		S 43	S 43	-	-	-	○	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-
氷見市		S 58	S 58	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
滑川市				-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
黒部市		H 3		-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-
礪波市		S 45	S 45	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
小矢部市				-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
石川県																										
金沢市	H 5	H 6	H 6	○	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	○	○	○	-	○	○	○
七尾市	S 62			-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
小松市	S 43	S 43	S 43	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-
輪島市	S 48	S 45	S 45	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
珠洲市	H 2	H 2	H 2	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
加賀市	S 47	S 50		○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-
羽咋市		S 62		-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
松任市	S 59	H 1	H 1	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
福井県																										
福井市	H 4			○	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
敦賀市	S 57	S 57	S 57	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
武生市	S 47			-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
小浜市	H 1	H 1	H 1	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
大野市	S 44	S 44	S 44	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
勝山市	S 48	S 48	S 48	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
鯖江市	H 6	S 54	S 54	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
山梨県																										
甲府市	H 3	H 3	H 3	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-
富士吉田市		S 63	S 63	-	-	-	○	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-
塩山市				-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
都留市	H 3	H 3	H 3	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-
山梨市		S 63	S 63	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
大月市	H 2	H 2	H 2	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-
韮崎市	H 6	H 6	H 6	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-

「処理内容」土 地 ① 価格形成要因の分析 ② 路線価の付設 ③ 画地計算 ④ 「その他の宅地評価法」における各筆評価 ⑤ その他
 家屋（木造・非木造） ① 新增分家屋の評価計算 ② 在来分家屋の評価替え計算 ③ 比準評価による評価計算 ④ その他

市町村名	電算処理開始年度			プログラム開発区分									処 理 内 容											
	土 地	木 造	非 木 造	土 地			木 造			非木造			土 地					木 造				非 木 造		
				自 己	委 託	共 同	自 己	委 託	共 同	自 己	委 託	共 同	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	①	②	③
貝塚市	H 6	H 1	H 2	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-
守口市	S 59			○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-
枚方市	S 44	S 56	S 63	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	○
茨木市		H 5	H 5	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
八尾市	H 2	S 59	S 59	-	○	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-
泉佐野市	H 6			○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
富田林市	S 61	S 61	S 61	○	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	-	○	○	○	-
寝屋川市	S 51			○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
河内長野市	S 60	H 3	H 3	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-	○	-	-
松原市	S 45	S 45	S 45	-	○	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○	○	-
大東市	S 57	S 57	S 57	○	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	-	○	○	○	-
和泉市	H 2	S 62	S 62	-	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○
箕面市	S 56	S 63	S 63	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
柏原市	S 45	S 45	S 45	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-	○	-	-
羽曳野市	S 45	S 45	S 45	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
門真市	S 48	S 48	S 48	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○	○	○	-	-	○	○	-	-	○	○	-
摂津市	S 57	S 57	S 57	○	-	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	○	-	○	○	○
高石市	S 47	S 47	S 47	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○	○	○	-	-	○	○	○	-	○	○	○
藤井寺市	S 51			-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東大阪市	S 42	S 42	S 42	○	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-
泉南市	H 6	H 5	H 5	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○	○	○	-	-	○	○	-	-	○	○	-
四條畷市	S 48	H 3	H 3	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	-	-	○	-	○	-
交野市	S 51			-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪狭山市	S 52	S 52	S 52	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-	○	○	-
阪南市	S 47	S 47	S 47	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	○	-	○	-
兵庫県																								
神戸市	S 40	S 40	S 40	○	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○
姫路市	S 60	S 60	S 60	○	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	○
尼崎市	S 40	S 40	S 40	○	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	○	○	-
明石市	S 48	H 4	H 4	○	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	○	○	○
西宮市	S 49	H 2	H 2	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○
洲本市	S 58			○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
芦屋市	S 51	S 51	S 51	○	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-
伊丹市	S 42			-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
相生市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豊岡市	S 50	S 50	S 50	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
加古川市	S 56	S 56	S 56	○	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	-
竜野市	H 6	H 6	H 6	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○	-
赤穂市	H 2	H 2	H 2	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	-	-	-	○	-
西脇市	H 6	S 57	S 57	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○	-
宝塚市		H 5		○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-
三木市	S 48	S 60		○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-
高砂市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川西市	S 61	S 61	S 61	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○
小野市	S 48			-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
三田市	S 42	S 59	H 5	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
加西市	S 63	S 63	S 63	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	○	-	-	○	-
奈良県																								
奈良市	S 49	S 49	S 49	○	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○
大和高田市	S 54	H 5	H 5	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	-	-	○	-	-
大和郡山市	H 3	H 3	H 3	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○	○
天理市	S 42	S 42	S 42	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○	○
橿原市	H 1	H 1	H 1	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-
桜井市	H 5	H 5	H 5	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○	○	○	-	-	-	○	-	-	○	-	-
五條市	H 3			-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
御所市	H 3	H 3	H 3	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○	-
生駒市	S 51	S 59	S 59	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○	-
香芝市	S 52	S 59	S 59	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	○	-
和歌山県																								
和歌山市	S 51	S 51	S 51	○	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-
海南市	H 6			-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
橋本市	S 63			-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有田市	H 6	H 5	H 5	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-
御坊市	S 63			-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-

「処理内容」土 地 ① 価格形成要因の分析 ② 路線価の付設 ③ 画地計算 ④ 「その他の宅地評価法」における各筆評価 ⑤ その他
 家屋（木造・非木造） ① 新增分家屋の評価計算 ② 在来分家屋の評価替え計算 ③ 比準評価による評価計算 ④ その他

市町村名	電算処理開始年度			プログラム開発区分									処 理 内 容											
	土 地	木 造	非 木 造	土 地			木 造			非 木 造			土 地					木 造				非 木 造		
				自 己	委 託	共 同	自 己	委 託	共 同	自 己	委 託	共 同	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	①	②	③
田辺市	S 48	S 50	S 50	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○
新宮市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鳥取県																								
鳥取市	S 47	S 47	S 47	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	○	-	-	-	○
米子市	S 50	S 63	S 63	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	○	-	-	-	○
倉吉市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
境港市		S 46	S 46	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○
島根県																								
松江市	S 47	S 47	S 47	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-
浜田市	H 4	H 4	H 4	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	○	○	-
出雲市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
益田市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大田市	S 53	S 54	S 54	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	-	-
安来市	S 55	S 55	S 55	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	-	-
江津市	S 51			-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
平田市	S 48	S 48	S 48	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○
岡山県																								
岡山市	S 42	S 42	S 42	○	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	-	○	○	○	-	○	○	-
倉敷市	S 51	S 51	S 51	○	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	-
津山市		H 2	H 6	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
玉野市	S 45	S 45	S 45	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
笠岡市	S 46	S 46	S 46	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	○	○	-	○	○	-	-
井原市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総社市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高梁市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新見市	S 62	S 62	S 62	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	-	○	○	-	○	○	-	-
備前市	S 48	S 48	S 48	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-
広島県																								
広島市	S 59	S 59	S 59	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○
呉市	S 45	S 45	S 45	-	○	-	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○
竹原市	H 2	H 2	H 2	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	○	-	-	-	○	-	○	-	○	-	○
三原市	H 2	H 2	H 2	-	○	-	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	-	-
尾道市	S 44	S 44	S 44	○	-	○	-	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	○	-	-	○	-	-
因島市	S 50	S 57	S 57	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	-	○	○	-	-	○	○	-	-
福山市	S 44	S 44	S 44	-	○	-	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	-	-
府中市	S 57	S 60	S 60	-	○	-	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	-	-	○	-	-	○	-	-
三次市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
庄原市	S 54	S 54	S 54	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	-	-
大竹市	H 6	H 6	H 6	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	-	-
東広島市	H 3			○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	-	-
廿日市市	S 48	S 62		-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
山口県																								
下関市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宇部市	S 63			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山口市	H 2			-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
萩市	S 49			-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徳山市	S 49	S 49	S 49	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	○	-	-
防府市	S 52			○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
下松市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岩国市	S 45	S 60		○	○	-	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	○	○	-	-	○	○	-	-
小野田市	S 63			-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
光市	H 1			-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
長門市				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
柳井市	H 3			-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
美禰市	H 4			-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
新南陽市	S 48	S 62	H 5	○	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	-
徳島県																								
徳島市	S 50			○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
鳴門市	S 57	S 57	S 57	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	○	-	-	○	-	-
小松島市	H 6			-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
阿南市	H 5	H 5	H 5	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	-	-	○	-	-
香川県																								
高松市	S 49	S 49	S 49	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
丸亀市	S 46	S 61	S 61	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	-	-	○	-	-
坂出市	S 44	S 45	S 45	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	-	-	○	-	-	○	-	-
善通寺市	S 60	S 60	S 60	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
観音寺市	S 57	S 57	S 57	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-

「処理内容」土 地 ① 価格形成要因の分析 ② 路線価の付設 ③ 画地計算 ④ 「その他の宅地評価法」における各筆評価 ⑤ その他
 家屋（木造・非木造） ① 新增分家屋の評価計算 ② 在来分家屋の評価替え計算 ③ 比準評価による評価計算 ④ その他

第3表

固定資産税部門におけるOA機器の設置状況

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	合計
	コ ン ピ ュ ー タ	ワ ー ド プ ロ セ ッ サ	フ ァ ク シ ミ リ	光 デ ィ ス ク	端 末 機	プ リ ン タ ー	コ ン ピ ュ ー タ	O C R	ス ワ ー ク シ ョ ン	C O M	プ ロ セ ッ サ	リ マ イ ク ロ フ ィ ル ム	ポ ケ コ ン	タ イ ク ロ イ メ ー ジ	プ ロ ッ タ ー	そ の 他	合 計
北海道	119	186	10	2	45	11	57	1	3	11						3	448
青森県	54	75	4		2	2		1	3						1	4	146
岩手県	74	41	4		15	3	1	4	17		2		1		2	1	165
宮城県	69	68	6	3	8	3	7	2	6	1							173
秋田県	57	30	2	2	16	2	6	3									118
山形県	26	56	1	1	2	1	4		8	3							102
福島県	62	75	16	5	43	11	11	3	4				5				235
茨城県	57	49	8	4	28	10	11	9	4	1	2			2			185
栃木県	19	52	9	4	1			1	1	4						10	101
群馬県	109	68	11	1	22	6	8	2	6	2	7	1					235
埼玉県	141	78	20	18	27	3		1	9	5		1					310
千葉県	87	59	14	7	54	4	10	3	1	1		1			1	11	253
東京都	89	48	10	3	22	2	1		2	5						5	188
神奈川県	267	126	24	1	7	2	1									2	430
新潟県	98	106	8	4	15	1	14	9	3	1						2	261
富山県	66	30	4	1	2	2	12	1		1							119
石川県	111	31	6	1	21	1	10	6			1						188
福井県	26	21	4	2	14	5	2		6		2						82
山梨県	32	21	1		14	2	19	2	1							2	94
長野県	83	91	20	10	41	8	13	1	4	3			1			3	278
岐阜県	94	53	11	2	17	1	3	5	1	2						1	190
静岡県	124	77	4	13	45	11	2	1	11	5	2	1			1	1	298
愛知県	135	78	28	8	43		3	3	12	11		7				2	330
三重県	60	36	9	1	12	1	11	2	13	1	1						147
滋賀県	71	44	8	1	20	4	15		3	4							170
京都府	28	91	2	3	41	1	5		4								175
大阪府	85	125	12	1	7			3	15	7		5					260
兵庫県	119	76	42	12	42	2	9	2	9		2	2					317
奈良県	36	26	1	3	9	3		2	18	1				1			100
和歌山県	44	17	3	3	8	1	5		1	2	4			1		1	90
鳥取県	29	33	2	2	11	1				1							79
島根県	42	45	1	1	9	4	1										103
岡山県	66	52	11	2	31		3	4	2	1		1				6	179
広島県	86	61	17	5	80	4	7		2	5	2						269
山口県	43	28	5	1	6	4		1	14	2							104
徳島県	22	11	1	2	6			1									43
香川県	36	16	4	2	7	2	3	3								2	75
愛媛県	37	32	2		14	5	3	1	4		2					2	102
高知県	57	46	14	3		10	3			1	13						147
福岡県	120	86	6	11	117	5	3	7		5							360
佐賀県	40	42	3	1	23		2					5				1	117
長崎県	74	66	9	1	13	4	6	3	3	2						1	182
熊本県	50	54	6		40	8	6	3	7	2							176
大分県	78	39	8	3	11	8	8		2				1				158
宮崎県	39	30	1		1			1		3			5				80
鹿児島県	85	50	3	2	11	1	10		2		1						165
沖縄県	36	18	2		6		1		2							2	67
合計	3382	2643	397	152	1029	159	296	91	203	93	41	24	13	4	5	62	8594



(財)資産評価システム研究センター